

令和 8 年度第 6 回教育委員会会議日程

開催期日 令和 8 年 8 月 18 日（火）

開催時間 教育委員会協議会終了後

開催場所 芽室町役場 2 階応接・会議室

開 会

日程第 1 会議録署名委員の指名

日程第 2 議案第 2 5 号 芽室町立小中学校配置計画策定の件

日程第 3 議案第 2 6 号 条例改正（芽室町立学校設置条例中一部改正）の議案に対する意見申し出の件（非公開）

日程第 4 議案第 2 7 号 条例改正（芽室町奨学金貸付条例中一部改正）の議案に対する意見申し出の件（非公開）

日程第 5 議案第 2 8 号 芽室町奨学金貸付条例施行規則中一部改正の件

閉 会

日程第 2

議案第 25 号

芽室町立小中学校配置計画策定の件

芽室町立小中学校配置計画について、策定しようとするものであります。

令和 8 年 8 月 18 日提出

芽室町教育委員会教育長 程 野 仁

日程第 3

議案第 26 号

条例改正（芽室町立学校設置条例中一部改正）の議案に対する意見申し出
の件（非公開）

芽室町立学校設置条例中の一部を改正する条例案に対する意見について、地方教育
行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づき、町長に対し申し出ようと
するものであります。

令和 8 年 8 月 18 日提出

芽室町教育委員会教育長 程 野 仁

日程第 4

議案第 27 号

条例改正（芽室町奨学金貸付条例中一部改正）の議案に対する意見申し出の件（非公開）

芽室町奨学金貸付条例中の一部を改正する条例案に対する意見について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づき、町長に対し申し出ようとするものであります。

令和 8 年 8 月 18 日提出

芽室町教育委員会教育長 程 野 仁

教 推 第 1 3 8 号

令和 8 年 8 月 1 8 日

芽室町長 手 島 旭 様

芽室町教育委員会教育長 程 野 仁

芽室町奨学金貸付条例中の一部を改正する条例案に対する意見について

(申出)

このことについて、別添のとおり制定いただきますよう、地方教育行政の組織及び運営に関する法律及び芽室町教育委員会事務委任規則に基づき、申し出ます。

(教育推進課教育総務係)

日程第 5

議案第 28 号

芽室町奨学金貸付条例施行規則中一部改正の件

芽室町奨学金貸付条例施行規則の一部を改正しようとするものであります。

令和 8 年 8 月 18 日提出

芽室町教育委員会教育長 程 野 仁

芽室町奨学金貸付条例施行規則の一部を改正する規則

芽室町奨学金貸付条例施行規則（平成29年教委規則第2号）の一部を次のように改正する。

第3条中「第5条」を「第6条」に改める。

第4条中「第5条」を「第6条」に、「第6条」を「第7条」に改める。

第7条中「第7条」を「第8条」に改める。

第9条中「第12条」を「第13条」に改める。

第10条中「第13条」を「第14条」に改める。

第12条中「第14条」を「第15条」に、「第8条」を「第9条」に改める。

第13条を第14条とする。

本則に次の1条を加える。

（現況届）

第13条 奨学生は、条例第17条の規定に基づき、毎年10月1日を基準日として現況届（第17号様式）を町長に提出しなければならない。

第1号様式、第3号様式、第12号様式、第14号様式、第15号様式、第16号様式及び第17号様式を次のように改める。

芽室町奨学金貸付申請書

年 月 日

芽室町長 様

申請者（学生） 住所
氏名
生年月日 年 月 日（ 歳）
連 帯 保 証 人 住所
氏名
連 帯 保 証 人 住所
氏名

経済的理由により奨学金を必要としているため、芽室町奨学金貸付条例により申請します。

なお、奨学金貸付の認定のため必要がある時は、申請者の世帯構成員及び連帯保証人の「町税納入状況」及び「住民登録」に関して、芽室町教育委員会教育推進課職員が関係部署に照会し、個人情報閲覧の上、調査することについて同意します。

1 申請内容 ※前年度と同一学年を重ねて履修する場合は貸付対象外となります。

本年度借受希望額		円
修学学校	学 校 名	大学・短期大学・大学院 専門学校・農業大学校
	卒業予定	年 月（ 年制）

2 振込口座（申請者本人名義）

金融機関名	店 名	口座種別
銀行・金庫 信組・農協	本店・支店 本所・出張所	☐ 普通 ☐ 当座 ☐ その他（ ）
口座名義人（カタカナ）	口座番号	

3 本申請に係る連絡先

氏 名	申請者との関係	電話番号

第 3 号様式 削除

第 12 号様式（第 7 条関係）

奨学金貸付取消・変更通知書

- 1 決 定 番 号 教第 号
- 2 奨 学 生 氏 名
- 3 学 校 区 分 大学・短期大学・専門学校・大学院・農業大学校
- 4 学 校 名 大学 学部 科 第 学年
- 5 貸 付 済 額 円
- 6 今回取消・変更額 円
- 7 差 引 貸 付 元 金 円
- 8 取 消 ・ 変 更 理 由
- 9 取消・変更額の償還期限 年 月 日

上記のとおり貸付けの取消し（変更）を決定したので、芽室町奨学金貸付条例
第 9 条の規定により通知します。

（なお、同条例第 15 条第 1 号の規定により繰上げ償還をしてください。）

年 月 日

芽室町長



様

第14号様式（第9条関係）

償 還 延 長 ・ 免 除 申 請 書

芽室町奨学金貸付条例及び同条例施行規則の定めるところにより、次のとおり奨学金償還の延長・免除を申請します。

記

1 申請理由

（1）償還延長

- ア 被災等により償還が困難なため。
- イ 疾病等により償還が困難なため。
- ウ その他

（2）償還免除

- ア 町内定住者への免除の対象となるため。
 - イ 死亡又は重度心身障害の状態にあるため。
 - ウ その他
-

2 償還延長・免除申請金額 円

3 償還延長・免除申請期間

自 年 月 日

至 年 月 日

年 月 日

奨学生住所

氏名



芽室町長

あて

第 15 号様式（第 10 条関係）

償 還 延 長 ・ 免 除 決 定 通 知 書

1 奨 学 生 氏 名

2 償還延長・免除金額 円

3 償還延長・免除期間 自 年 月 日

至 年 月 日

4 決 定 の 理 由

上記のとおり償還の延長・免除を決定したので、芽室町奨学金貸付条例第 14
しん 条の規定により通知します。

年 月 日

芽室町長



様

第 16 号様式（第 11 条第 2 項関係）

償還延長・免除取消通知書

1	奨学生氏名	
2	償還の延長・免除額	円
3	償還の延長期間	自 年 月 日 至 年 月 日
4	今回取消額	円
5	今回の延長取消期間	自 年 月 日 至 年 月 日
6	差引合計償還金額	円
7	取消・変更理由	
8	変更額の償還期限	年 月 日

上記のとおり償還延長・免除の取消を決定したので、芽室町奨学金貸付条例施行規則第 11 条第 2 項の規定により通知します。

（なお、今回の取消に伴い芽室町奨学金貸付条例第 10 条第 3 項の規定に準じて期限までに償還してください。）

年 月 日

芽室町長



様

第 17 号様式（第 13 条関係）

現 況 届

年 月 日

芽室町長 様

芽室町奨学金貸付条例施行規則第 13 条に基づき、本年 10 月 1 日時点の就学状況等について、次のとおり報告します。

学 生	よ み か た	
	氏 名	
	生 年 月 日	
	住 所	
	電 話 番 号	
修 学 状 況 等		☐ 在学中 ☐ 休学中 ☐ 退学（ 年 月） ☐ その他（ ）
学 校	名 称	
	学 学 科 部 等	
	学 年	

※退学された場合は記入不要

来年 3 月までに芽室町奨学金貸付制度の利用を予定していますか？	※退学された場合は記入不要
☐ 予定している（ 月頃申請予定）	☐ 予定していない

※退学した場合は、退学届（第 10 号様式）を速やかに届け出るとともに、退学した年度の翌年度から 10 年間（据置き期間を置かないものとする。）を償還期間とします。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

説 明

修学状況等を確認する現況届の提出に関する規定を定め、関係条文と齟齬のある様式を改正するもの。

芽室町奨学金貸付条例施行規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正案	現 行
(貸付決定の通知) 第3条 町長は、<u>条例第6条</u>の規定により奨学金の貸付けを決定したときは、奨学金貸付決定通知書（第4号様式）により申請者に通知するものとする。 (借用書等の提出) 第4条 <u>条例第6条</u>の規定により貸付決定を受けた申請者（以下「奨学生」という。）は、<u>条例第7条第1項</u>の規定により、借用書及び誓約書（第5号様式）を町長に提出するものとする。 (貸付決定の取消し又は変更の通知) 第7条 町長は、<u>条例第8条</u>の規定により奨学金の貸付決定の取消し又は変更を決定したときは、奨学金貸付取消・変更通知書（第12号様式）により奨学生に通知するものとする。 (償還の延長又は免除の申請) 第9条 <u>条例第13条</u>の規定により償還の延長又は免除を受けようとする者（以下「延長又は免除申請者」という。）は、償還延長・免除申請書（第14号様式）を町長に提出するものとする。 (償還の延長又は免除決定の通知) 第10条 <u>条例第14条</u>の規定により免除の延長又は免除を決定したときは、償還延長・免除決定通知書（第15号様式）により延長又は免除申請者に通知するものとする。 (奨学金の繰上げ償還の期限)	(貸付決定の通知) 第3条 町長は、<u>条例第5条</u>の規定により奨学金の貸付けを決定したときは、奨学金貸付決定通知書（第4号様式）により申請者に通知するものとする。 (借用書等の提出) 第4条 <u>条例第5条</u>の規定により貸付決定を受けた申請者（以下「奨学生」という。）は、<u>条例第6条第1項</u>の規定により、借用書及び誓約書（第5号様式）を町長に提出するものとする。 (貸付決定の取消し又は変更の通知) 第7条 町長は、<u>条例第7条</u>の規定により奨学金の貸付決定の取消し又は変更を決定したときは、奨学金貸付取消・変更通知書（第12号様式）により奨学生に通知するものとする。 (償還の延長又は免除の申請) 第9条 <u>条例第12条</u>の規定により償還の延長又は免除を受けようとする者（以下「延長又は免除申請者」という。）は、償還延長・免除申請書（第14号様式）を町長に提出するものとする。 (償還の延長又は免除決定の通知) 第10条 <u>条例第13条</u>の規定により免除の延長又は免除を決定したときは、償還延長・免除決定通知書（第15号様式）により延長又は免除申請者に通知するものとする。 (奨学金の繰上げ償還の期限)

改正案	現 行
第12条 条例第15条第1号に規定する貸付け決定の取消し又は変更による繰上げ償還の償還期限は、<u>条例第9条</u>による通知の日から起算して30日以内とする。 (現況届)	第12条 <u>条例第14条</u>第1号に規定する貸付け決定の取消し又は変更による繰上げ償還の償還期限は、<u>条例第8条</u>による通知の日から起算して30日以内とする。
第13条 奨学生は、<u>条例第17条の規定により現況届（第17号様式）</u>を町長に提出しなければならない。 (委任)	(委任)
第14条 一略—	<u>第13条</u> 一略—

改正案

現行

第1号様式(第2条第1号関係)

第1号様式(第2条第1号関係)

(一) 城市人口

(二) 农村人口

(三) 流动人口

(四) 常住人口

(五) 户籍人口

(六) 非户籍人口

(七) 农业人口

(八) 非农人口

(九) 城镇人口

(十) 乡村人口

(十一) 总人口

(十二) 男性人口

(十三) 女性人口

(十四) 0-14岁人口

(十五) 15-64岁人口

(十六) 65岁以上人口

(十七) 劳动力人口

(十八) 就业人口

(十九) 失业人口

(二十) 下岗职工

(二十一) 再就业人员

(二十二) 贫困人口

(二十三) 低保对象

(二十四) 特困供养人员

(二十五) 孤儿

(二十六) 残疾人

(二十七) 老年人

(二十八) 儿童

(二十九) 青少年

(三十) 青年

(三十一) 中年

(三十二) 老年

(三十三) 独生子女

(三十四) 双独家庭

(三十五) 计划生育户

(三十六) 流动人口计生户

(三十七) 流动人口计生证

(三十八) 流动人口计生卡

(三十九) 流动人口计生档案

(四十) 流动人口计生信息库

(四十一) 流动人口计生服务站

(四十二) 流动人口计生协管员

(四十三) 流动人口计生联络员

(四十四) 流动人口计生宣传员

(四十五) 流动人口计生志愿者

(四十六) 流动人口计生协会

(四十七) 流动人口计生分会

(四十八) 流动人口计生小组

(四十九) 流动人口计生联系点

(五十) 流动人口计生示范点

(五十一) 流动人口计生示范村

(五十二) 流动人口计生示范户

(五十三) 流动人口计生示范楼

(五十四) 流动人口计生示范街

(五十五) 流动人口计生示范园

(五十六) 流动人口计生示范镇

(五十七) 流动人口计生示范区

(五十八) 流动人口计生示范县

(五十九) 流动人口计生示范市

(六十) 流动人口计生示范省

(六十一) 流动人口计生示范国

(六十二) 流动人口计生示范世界

(六十三) 流动人口计生示范宇宙

(六十四) 流动人口计生示范银河系

(六十五) 流动人口计生示范太阳系

(六十六) 流动人口计生示范地球

(六十七) 流动人口计生示范中国

(六十八) 流动人口计生示范北京

(六十九) 流动人口计生示范上海

(七十) 流动人口计生示范广州

(七十一) 流动人口计生示范深圳

(七十二) 流动人口计生示范香港

(七十三) 流动人口计生示范澳门

(七十四) 流动人口计生示范台湾

(七十五) 流动人口计生示范大陆

(七十六) 流动人口计生示范海外

(七十七) 流动人口计生示范全球

(七十八) 流动人口计生示范全人类

(七十九) 流动人口计生示范万物

(八十) 流动人口计生示范一切

(八十一) 流动人口计生示范所有

(八十二) 流动人口计生示范全部

(八十三) 流动人口计生示范整个

(八十四) 流动人口计生示范完整

(八十五) 流动人口计生示范完美

(八十六) 流动人口计生示范和谐

(八十七) 流动人口计生示范文明

(八十八) 流动人口计生示范进步

(八十九) 流动人口计生示范发展

(九十) 流动人口计生示范繁荣

(九十一) 流动人口计生示范富强

(九十二) 流动人口计生示范民主

(九十三) 流动人口计生示范法治

(九十四) 流动人口计生示范自由

(九十五) 流动人口计生示范平等

(九十六) 流动人口计生示范公正

(九十七) 流动人口计生示范正义

(九十八) 流动人口计生示范和平

(九十九) 流动人口计生示范幸福

(一百) 流动人口计生示范美好

(一百零一) 流动人口计生示范希望

(一百零二) 流动人口计生示范未来

(一百零三) 流动人口计生示范梦想

(一百零四) 流动人口计生示范理想

(一百零五) 流动人口计生示范信念

(一百零六) 流动人口计生示范信心

(一百零七) 流动人口计生示范决心

(一百零八) 流动人口计生示范勇气

(一百零九) 流动人口计生示范毅力

(一百一十) 流动人口计生示范恒心

(一百一十一) 流动人口计生示范耐心

(一百一十二) 流动人口计生示范细心

(一百一十三) 流动人口计生示范专心

(一百一十四) 流动人口计生示范用心

(一百一十五) 流动人口计生示范爱心

(一百一十六) 流动人口计生示范诚心

(一百一十七) 流动人口计生示范真心

(一百一十八) 流动人口计生示范实心

(一百一十九) 流动人口计生示范虚心

(一百二十) 流动人口计生示范耐心

(一百二十一) 流动人口计生示范细心

(一百二十二) 流动人口计生示范专心

(一百二十三) 流动人口计生示范用心

(一百二十四) 流动人口计生示范爱心

(一百二十五) 流动人口计生示范诚心

(一百二十六) 流动人口计生示范真心

(一百二十七) 流动人口计生示范实心

(一百二十八) 流动人口计生示范虚心

(一百二十九) 流动人口计生示范耐心

(一百三十) 流动人口计生示范细心

(一百三十一) 流动人口计生示范专心

(一百三十二) 流动人口计生示范用心

(一百三十三) 流动人口计生示范爱心

(一百三十四) 流动人口计生示范诚心

(一百三十五) 流动人口计生示范真心

(一百三十六) 流动人口计生示范实心

(一百三十七) 流动人口计生示范虚心

(一百三十八) 流动人口计生示范耐心

(一百三十九) 流动人口计生示范细心

(一百四十) 流动人口计生示范专心

(一百四十一) 流动人口计生示范用心

(一百四十二) 流动人口计生示范爱心

(一百四十三) 流动人口计生示范诚心

(一百四十四) 流动人口计生示范真心

(一百四十五) 流动人口计生示范实心

(一百四十六) 流动人口计生示范虚心

(一百四十七) 流动人口计生示范耐心

(一百四十八) 流动人口计生示范细心

(一百四十九) 流动人口计生示范专心

(一百五十) 流动人口计生示范用心

(一百五十一) 流动人口计生示范爱心

(一百五十二) 流动人口计生示范诚心

(一百五十三) 流动人口计生示范真心

(一百五十四) 流动人口计生示范实心

(一百五十五) 流动人口计生示范虚心

(一百五十六) 流动人口计生示范耐心

(一百五十七) 流动人口计生示范细心

(一百五十八) 流动人口计生示范专心

(一百五十九) 流动人口计生示范用心

(一百六十) 流动人口计生示范爱心

(一百六十一) 流动人口计生示范诚心

(一百六十二) 流动人口计生示范真心

(一百六十三) 流动人口计生示范实心

(一百六十四) 流动人口计生示范虚心

(一百六十五) 流动人口计生示范耐心

(一百六十六) 流动人口计生示范细心

(一百六十七) 流动人口计生示范专心

(一百六十八) 流动人口计生示范用心

(一百六十九) 流动人口计生示范爱心

(一百七十) 流动人口计生示范诚心

(一百七十一) 流动人口计生示范真心

(一百七十二) 流动人口计生示范实心

(一百七十三) 流动人口计生示范虚心

(一百七十四) 流动人口计生示范耐心

(一百七十五) 流动人口计生示范细心

(一百七十六) 流动人口计生示范专心

(一百七十七) 流动人口计生示范用心

(一百七十八) 流动人口计生示范爱心

(一百七十九) 流动人口计生示范诚心

(一百八十) 流动人口计生示范真心

(一百八十一) 流动人口计生示范实心

(一百八十二) 流动人口计生示范虚心

(一百八十三) 流动人口计生示范耐心

(一百八十四) 流动人口计生示范细心

(一百八十五) 流动人口计生示范专心

(一百八十六) 流动人口计生示范用心

(一百八十七) 流动人口计生示范爱心

(一百八十八) 流动人口计生示范诚心

(一百八十九) 流动人口计生示范真心

(一百九十) 流动人口计生示范实心

(一百九十一) 流动人口计生示范虚心

(一百九十二) 流动人口计生示范耐心

(一百九十三) 流动人口计生示范细心

(一百九十四) 流动人口计生示范专心

(一百九十五) 流动人口计生示范用心

(一百九十六) 流动人口计生示范爱心

(一百九十七) 流动人口计生示范诚心

(一百九十八) 流动人口计生示范真心

(一百九十九) 流动人口计生示范实心

(二百) 流动人口计生示范虚心

(二百零一) 流动人口计生示范耐心

(二百零二) 流动人口计生示范细心

(二百零三) 流动人口计生示范专心

(二百零四) 流动人口计生示范用心

(二百零五) 流动人口计生示范爱心

(二百零六) 流动人口计生示范诚心

(二百零七) 流动人口计生示范真心

(二百零八) 流动人口计生示范实心

(二百零九) 流动人口计生示范虚心

(二百一十) 流动人口计生示范耐心

(二百一十一) 流动人口计生示范细心

(二百一十二) 流动人口计生示范专心

(二百一十三) 流动人口计生示范用心

(二百一十四) 流动人口计生示范爱心

(二百一十五) 流动人口计生示范诚心

(二百一十六) 流动人口计生示范真心

(二百一十七) 流动人口计生示范实心

(二百一十八) 流动人口计生示范虚心

(二百一十九) 流动人口计生示范耐心

(二百二十) 流动人口计生示范细心

(二百二十一) 流动人口计生示范专心

(二百二十二) 流动人口计生示范用心

(二百二十三) 流动人口计生示范爱心

(二百二十四) 流动人口计生示范诚心

(二百二十五) 流动人口计生示范真心

(二百二十六) 流动人口计生示范实心

(二百二十七) 流动人口计生示范虚心

(二百二十八) 流动人口计生示范耐心

(二百二十九) 流动人口计生示范细心

(二百三十) 流动人口计生示范专心

(二百三十一) 流动人口计生示范用心

(二百三十二) 流动人口计生示范爱心

(二百三十三) 流动人口计生示范诚心

(二百三十四) 流动人口计生示范真心

(二百三十五) 流动人口计生示范实心

(二百三十六) 流动人口计生示范虚心

(二百三十七) 流动人口计生示范耐心

(二百三十八) 流动人口计生示范细心

(二百三十九) 流动人口计生示范专心

(二百四十) 流动人口计生示范用心

(二百四十一) 流动人口计生示范爱心

(二百四十二) 流动人口计生示范诚心

(二百四十三) 流动人口计生示范真心

(二百四十四) 流动人口计生示范实心

(二百四十五) 流动人口计生示范虚心

(二百四十六) 流动人口计生示范耐心

(二百四十七) 流动人口计生示范细心

(二百四十八) 流动人口计生示范专心

(二百四十九) 流动人口计生示范用心

(二百五十) 流动人口计生示范爱心

(二百五十一) 流动人口计生示范诚心

(二百五十二) 流动人口计生示范真心

(二百五十三) 流动人口计生示范实心

(二百五十四) 流动人口计生示范虚心

(二百五十五) 流动人口计生示范耐心

(二百五十六) 流动人口计生示范细心

(二百五十七) 流动人口计生示范专心

(二百五十八) 流动人口计生示范用心

(二百五十九) 流动人口计生示范爱心

(二百六十) 流动人口计生示范诚心

(二百六十一) 流动人口计生示范真心

(二百六十二) 流动人口计生示范实心

(二百六十三) 流动人口计生示范虚心

(二百六十四) 流动人口计生示范耐心

(二百六十五) 流动人口计生示范细心

(二百六十六) 流动人口计生示范专心

(二百六十七) 流动人口计生示范用心

(二百六十八) 流动人口计生示范爱心

(二百六十九) 流动人口计生示范诚心

(二百七十) 流动人口计生示范真心

(二百七十一) 流动人口计生示范实心

(二百七十二) 流动人口计生示范虚心

(二百七十三) 流动人口计生示范耐心

(二百七十四) 流动人口计生示范细心

(二百七十五) 流动人口计生示范专心

(二百七十六) 流动人口计生示范用心

(二百七十七) 流动人口计生示范爱心

(二百七十八) 流动人口计生示范诚心

(二百七十九) 流动人口计生示范真心

(二百八十) 流动人口计生示范实心

(二百八十一) 流动人口计生示范虚心

(二百八十二) 流动人口计生示范耐心

(二百八十三) 流动人口计生示范细心

(二百八十四) 流动人口计生示范专心

(二百八十五) 流动人口计生示范用心

(二百八十六) 流动人口计生示范爱心

(二百八十七) 流动人口计生示范诚心

(二百八十八) 流动人口计生示范真心

(二百八十九) 流动人口计生示范实心

(二百九十) 流动人口计生示范虚心

(二百九十一) 流动人口计生示范耐心

(二百九十二) 流动人口计生示范细心

(二百九十三) 流动人口计生示范专心

(二百九十四) 流动人口计生示范用心

(二百九十五) 流动人口计生示范爱心

(二百九十六) 流动人口计生示范诚心

(二百九十七) 流动人口计生示范真心

(二百九十八) 流动人口计生示范实心

(二百九十九) 流动人口计生示范虚心

(三百) 流动人口计生示范耐心

(三百零一) 流动人口计生示范细心

(三百零二) 流动人口计生示范专心

(三百零三) 流动人口计生示范用心

(三百零四) 流动人口计生示范爱心

(三百零五) 流动人口计生示范诚心

(三百零六) 流动人口计生示范真心

(三百零七) 流动人口计生示范实心

(三百零八) 流动人口计生示范虚心

(三百零九) 流动人口计生示范耐心

(三百一十) 流动人口计生示范细心

(三百一十一) 流动人口计生示范专心

(三百一

表 2 (第 2 次) 試驗結果

翰
詔
冊
之
寶
俱
赴
紫
宸
殿
沐

卷一百一十五

三
四
五

五
四
三

[illegible]

中第者(學生)	姓名	所屬	中第者(學生)	姓名	所屬
連帶保證人			連帶保證人		

経済的理由により奨学金を必要としているため、学室奨学金交付条例により申請し

なお、奨学金貸付の認定のため必要がある時は、申請者の世帯構成員及び選考保証人
の「可援納入状況」及び「生活空疎」に関して、若菜町教育委員会教育推進課職員が関
与調査に当たります。個人情報を原則として、調査することについては同意します。

[illegible]

中華民國 2012 年 12 月 22 日 元豐 (英) 公司 謹啟	本校為 臺灣省立大學 附設 附屬大學校	水電、環境工程、水資源 管理學系 暨 大學校
本年度借受希望班額	學 校 名	水電、環境工程、水資源 管理學系 暨 大學校
修學學校	學 校 名	水電、環境工程、水資源 管理學系 暨 大學校
年 月 日	年 月 日	年 月 日

2 攝込口歴(申請者本人名義)

[illegible]

史記卷一百一十五
卷一百一十五

氏名	申請者との関係	電話番号

経済的理由により奨学金を必要としているため、夢室町奨学金貸付条例により申請し得る。

なお、奨学金貸付の認定のため必要がある等は、申請者の世帯構成員及び迎滞保証人の「可能納入状況」及び「世民登録」に関して、厚生労働省委員会教育推進課職員が関係課に照会し、個人情報等を閲覧の上、調査することについて同意します。

陳長壽

[illegible]

2 掘込口座（申請者本人名義）

製造口是 (平部可平八八八八八)	金造口是	店名	口造口是
	金造口是	本店・平部・信口 別館・支店 信口・他口	口造口是
	金造口是	口造口是	口造口是

3. 本車簡に集る通絡先

氏名	申請者との関係	電話番号

改正案	現 行																								
第3号様式 削除	第3号様式 (第2条第3号関係)																								
口 座 振 込 依 頼 書 私が貸付決定を受けた奨学会は、下記の金融機関の預金口座に振込みください。 記 <table><tr><th colspan="4">町の指定(仮)代り金融機関（希望金融機関に○印を付してください。）</th><th>預金の種別</th></tr><tr><td>北海道銀行 芽室支店</td><td>帯広信用金庫 芽室支店</td><td>芽室町農業協同組合会館</td><td rowspan="2">銀行 金庫 組合</td><td>☐ 普通 ☐ 総合 ☐ 租税 ☐ 別当 ☐ 当座</td></tr><tr><td colspan="3">上記金融機関に口座をお持ちでない方は開設してください。</td><td>支店 支所</td></tr><tr><td>日</td><td>座</td><td>番</td><td>分</td><td>☐ 口座名義人</td></tr><tr><td colspan="4">〒</td><td></td></tr></table> 平成 年 月 日 芽室町長 宮 倉 良 徳 様 住 所 _____ 申 込 者 氏 名 _____		町の指定(仮)代り金融機関（希望金融機関に○印を付してください。）				預金の種別	北海道銀行 芽室支店	帯広信用金庫 芽室支店	芽室町農業協同組合会館	銀行 金庫 組合	☐ 普通 ☐ 総合 ☐ 租税 ☐ 別当 ☐ 当座	上記金融機関に口座をお持ちでない方は開設してください。			支店 支所	日	座	番	分	☐ 口座名義人	〒				
町の指定(仮)代り金融機関（希望金融機関に○印を付してください。）				預金の種別																					
北海道銀行 芽室支店	帯広信用金庫 芽室支店	芽室町農業協同組合会館	銀行 金庫 組合	☐ 普通 ☐ 総合 ☐ 租税 ☐ 別当 ☐ 当座																					
上記金融機関に口座をお持ちでない方は開設してください。				支店 支所																					
日	座	番	分	☐ 口座名義人																					
〒																									

改正案	現 行
第12号様式(第7条関係) 貸与金貸付取消・変更通知書 1 決 定 号 通知 号 2 貸 学 生 氏 名 3 学 校 区 分 大学・短期大学・専門学校・大学院・職業大学校 4 学 校 名 学部 学 部 学 年 5 貸 付 額 円 6 今回取消・変更額 円 7 残高貸付元金 円 8 取消・変更理由 9 取消・変更日の通知期限 年 月 日 上記のとおり貸付けの取消し(変更)を決定したので、所定所定貸与金貸付高例第12条の規定により通知します。 (なお、同条第12条第1号の規定により繰上げ償還をしてください。) 年 月 日 東京理法 印 印	第12号様式(第7条関係) 貸与金貸付取消・変更通知書 1 決 定 号 通知 号 2 貸 学 生 氏 名 3 学 校 区 分 大学・短期大学・専門学校・大学院・職業大学校 4 学 校 名 学部 学 部 学 年 5 貸 付 額 円 6 今回取消・変更額 円 7 残高貸付元金 円 8 取消・変更理由 9 取消・変更日の通知期限 年 月 日 上記のとおり貸付けの取消し(変更)を決定したので、所定所定貸与金貸付高例第12条の規定により通知します。 (なお、同条第12条第1号の規定により繰上げ償還をしてください。) 年 月 日 東京理法 印 印

改正案

行 兇

第14号様式 (第9条関係)

第14号様式(第10条第1項関係)

貸還延長・免除申請点

車空回轉及半空回轉を兼用及び同系回轉規則の定めるところにより、次のとおり実用を
製造の延長・短縮を申請します。

2

- イ 申請理由
(1) 地震発生
被災等により被害が甚重なため、
イ 被害等により被害が甚重なため、
ウ その他

- (2) 信託免除
- ア 野内定信等への免除の効力となるため。
- イ 死因又は重慶心身障害の状態にあるため。
- ウ その他

- | 同 | 年 | 月 | 日 |
|---------------|---|---|---|
| 2 経理部長・奥村中津奈坂 | | | |
| 3 経理部長・奥村中津奈坂 | 年 | 月 | 日 |
| | 年 | 月 | 日 |

張學良

85-22

15

價值還通長免除申請書

東京町奨学金交付条例及び同条例施行規則の定めるところにより、次のとおり奨学金償還の延長・免除を申請します。

52

- 1 申請理由
(1) 救済延長
ア 被災等により償還が困難なため。
イ 疾病等により償還が困難なため。
ウ その他

- (2) 釈還免除
- ア 町内定住者への免除の対象となるため。
- イ 定住又は重慶心身障害者の状態にあるため。
- ウ その他

- | | | | | | |
|---|-------------|---|---|---|--|
| 2 | 初選延長・免除申請金額 | | | | |
| 3 | 初選延長・免除申請期間 | 年 | 月 | 日 | |
| | | 年 | 月 | 日 | |
| | | 年 | 月 | 日 | |

蘇門答臘

氏名

16

五

改正案	現 行
第15号様式 (第10条関係)	第15号様式 (第11条関係)
償還延長・免除決定通知書 1 奨学生氏名 2 償還延長・免除金額 3 償還延長・免除期間 4 決定の理由 上記のとおり償還の延長・免除を決定したためで、<u>堺市奨学金貸付条例第11条</u>の規定により通知します。 年 月 日 堺市市長 印 堺	償還延長・免除決定通知書 1 奨学生氏名 2 償還延長・免除金額 3 償還延長・免除期間 4 決定の理由 上記のとおり償還の延長・免除を決定したためで、<u>堺市奨学金貸付条例第13条</u>の規定により通知します。 年 月 日 堺市市長 印 堺

改正案	現 行
第16号様式 (第11条第2項関係)	第16号様式 (第12条第2項関係)
借選延長・免除取消通知書 1 貸 学 生 氏 名 2 借選の延長・免除額 3 借選の延長期間 4 今 回 取 消 額 5 今回の延長取消額 6 定割合借選金額 7 返済・変更理由 8 変更額の借選期限 上記のとおり借選延長・免除の取消を決定したので、貸与明細貸付金貸付金関係 行規則第11条第2項の規定により通知します。 (なお、今回の取消に伴い、貸与明細貸付金貸付金関係第10条第3項の規定に準じて期 限までには借選してください。) 年 月 日 取消長 印 取	借選延長・免除取消通知書 1 貸 学 生 氏 名 2 借選の延長・免除額 3 借選の延長期間 4 今 回 取 消 額 5 今回の延長取消額 6 定割合借選金額 7 返済・変更理由 8 変更額の借選期限 上記のとおり借選延長・免除の取消を決定したので、貸与明細貸付金貸付金関係 行規則第11条第2項の規定により通知します。 (なお、今回の取消に伴い、貸与明細貸付金貸付金関係第9条第3項の規定に準じて期 限までには借選してください。) 年 月 日 取消長 印 取

改正案		現 行																				
第17号様式 (第13条関係) 京大町長 様 現 況 届 年 月 日 所定町奨学金交付条例施行規則第 13 条に基づき、本年 10 月 1 日時点の就学状況等について、次のとおり報告します。 <table><tr><td colspan="2">よ み か た</td></tr><tr><td>氏 名</td><td></td></tr><tr><td>学 生</td><td></td></tr><tr><td>生 年 月 日</td><td></td></tr><tr><td>住 所</td><td></td></tr><tr><td>電話番号</td><td></td></tr><tr><td>修 学 状 況 等</td><td>☐ 在学中 ☐ 休学中 ☐ 退学 (年 月) ☐ その他 ()</td></tr><tr><td>名 所</td><td></td></tr><tr><td>学 校 部 等</td><td></td></tr><tr><td>学 年</td><td>今回学された場合は記入不要</td></tr></table> お年3月までに所定町奨学金交付条例の規則を決定しています。 ☐ 予定している (月頃申請予定) ☐ 予定していない ※退学した場合は、退学届(第19号様式)を送やかに届け出るともに、退学した年度の翌年度から10年間(納還き期間を設けないものとする。)を償還期間とします。		よ み か た		氏 名		学 生		生 年 月 日		住 所		電話番号		修 学 状 況 等	☐ 在学中 ☐ 休学中 ☐ 退学 (年 月) ☐ その他 ()	名 所		学 校 部 等		学 年	今回学された場合は記入不要	
よ み か た																						
氏 名																						
学 生																						
生 年 月 日																						
住 所																						
電話番号																						
修 学 状 況 等	☐ 在学中 ☐ 休学中 ☐ 退学 (年 月) ☐ その他 ()																					
名 所																						
学 校 部 等																						
学 年	今回学された場合は記入不要																					

改正案	現 行
附 則 <u>この規則は、公布の日から施行する。</u>	